

りとする。

第6条中「別表」を「別表第2」に改める。

第9条第1項第1号中「道路交通法」の次に「(昭和35年法律第105号)」を加える。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1 (第5条関係)

区 分		種 類	要 件
金沢駅東駐車場		普通自動車	積載物を含め長さが5メートル以下、高さが2.2メートル以下、幅が1.75メートル以下のもの
武蔵地下駐車場		普通自動車	積載物を含め長さが5メートル以下、高さが2.1メートル以下、幅が1.85メートル以下のもの
金沢市 役所・ 美術館 駐車場	市長が指 定する区 画	大型自動車 普通自動車	積載物を含め長さが7.5メートル以下、高さが3.8メートル以下、幅が2.5メートル以下のもの
	上記以外 の区画	普通自動車	積載物を含め長さが5メートル以下、高さが2.1メートル以下、幅が1.9メートル以下のもの

備考 普通自動車とは道路交通法第3条に規定する普通自動車を、大型自動車とは同条に規定する大型自動車をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第40号

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例(昭和39年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第5第2項の表中 「無 料」 を 「1 回につき100円」 に改める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第41号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正す

る条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「第52条第1項から第8項まで」を「第52条第1項から第9項まで」に改める。

別表第1に次のように加える。

39	木曳野地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画木曳野地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	---------------	---------------------------------------------------------------

別表第2に次の1号を加える。

39 木曳野地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
流通業務地区	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、ホテル、旅館、自動車教習所、勝馬投票券発売所、場外車券売場又はカラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。） (3) 法別表第2（り）項に掲げる建築物 (4) 風営法第2条第1項第1号から第6号までに掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、河川、調整池若しくは水路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。 2 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、この表の規定の施行の際現に前面道路に接する敷地の部分の長さ（2以上の前面道路に接する場合は、最も短い部分の長さとする。以下この表において同じ。）が10メートル未満である敷地に係る建築物については、前項の規定は、適用しない。
	高さの最高限度	20メートル
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同じ。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

		<p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>
沿道サービス地区	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、ホテル、旅館、自動車教習所、勝馬投票券発売所、場外車券売場又はカラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）</p> <p>(3) 風営法第2条第1項第5号から第8号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、この表の規定の施行の際現に前面道路に接する敷地の部分の長さが10メートル未満である敷地に係る建築物については、前項の規定は、適用しない。</p>
	高さの最高限度	20メートル
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>
都市型居住地区A	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、ホテル、旅館又は自動車教習所</p> <p>(3) 法別表第2（に）項第2号に掲げる工場</p>

		(4) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。 2 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、この表の規定の施行の際現に前面道路に接する敷地の部分の長さが10メートル未満である敷地に係る建築物については、前項の規定は、適用しない。
	高さの最高限度	15メートル
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
都市型居住地区 B	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。 2 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、この表の規定の施行の際現に前面道路に接する敷地の部分の長さが10メートル未満である敷地に係る建築物については、前項の規定は、適用しない。
	高さの最高限度	15メートル
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性の

		フェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

金沢市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第42号

金沢市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市特別用途地区建築条例（平成3年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第52条第1項から第5項まで」を「第52条第1項から第8項まで」に改める。

第2条 金沢市特別用途地区建築条例の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第52条第1項から第8項まで」を「第52条第1項から第9項まで」に改める。

## 附 則

この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第43号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準」を「指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」に、「指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準」を「指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」に、「指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準（第33条・第34条）」を「指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条—第34条の2）」に、「（第34条の2）」を「（第34条の3）」に改める。

第1条中「取扱いの基準」を「取扱いの技術上の基準等」に改める。

第3条第4項中「第31条の4第1号から第3号まで」を「第31条の4第2項第1号から第3号まで」に改める。

第27条中「第31条の2第1号、第11号から第19号まで及び第21号から第26号まで並びに第31条の4第11号」を「第31条の2第1項第2号から第16号まで及び第2項第1号並びに第31条の4第1項」に改める。

第4章の章名及び同章第1節の節名を次のように改める。

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第31条の前の見出し中「基準」を「技術上の基準等」に改め、同条中「取扱いは」を「取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は」に改める。

第31条の2中第1号から第9号までを削り、第10号を第1号とし、第11号から第18号までを9号ずつ繰り上げ、第19号及び第20号を削り、第21号を第10号とし、第22号から第26号までを11号ずつ繰り上げ、同条に次の2号を加える。

(16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 固体の危険物にあつては危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。

以下「危険物規則」という。）別表第3、液体の危険物にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。

(17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあつては、4メートル）を超えて積み重ねないこと。

第31条の2に次の1項を加える。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあつては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が

- 起こる設備には、温度測定装置を設けること。
- (4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。
- (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
- (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。
- (8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。
- ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。
- イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。
- ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。
- エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。
- オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。
- カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

第31条の3第2項を削り、同条第1項中「場合の」を「場所の位置、構造及び設備の」に改め、同項第1号ただし書中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同項第3号中「造るとともに、高さ6メートルを超えて容器を貯蔵しない」を「造る」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

第31条の3の次に次の1条を加える。

第31条の3の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに

に、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

(4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。

(5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

(6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

第31条の4中「タンク（地盤面下に埋没されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。）」を「タンクの位置、構造及び設備」に改め、第11号を削り、第12号を第11号とし、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋没されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

第31条の5中「地下タンクの」の次に「位置、構造及び設備の」を加え、「前条第3号から第5号まで、第7号及び第11号」を「前条第2項第3号から第5号まで及び第7号」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

第31条の6中「第31条の4第3号及び第11号」を「第31条の4第1項」に改め、第1号から第11号までを削り、第12号を第1号とし、第13号から第15号までを11号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第31条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 火災予防上安全な場所に常置すること。

(2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

(3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。

(4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあっては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあっては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

(5) タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。

(6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあっては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。

(7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等



以上の機械的性質を有する材料で造ること。

- (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。
- (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

第31条の8中「第31条の6までの」の次に「位置、構造及び設備の」を加える。

第4章第2節の節名を次のように改める。

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第33条の見出し中「基準」を「技術上の基準等」に改め、同条第1項中「同表備考第5号」を「同表備考第6号」に、「同表備考第7号」を「同表備考第8号」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号ア中「別表第8備考第5号エ」を「別表第8備考第6号エ」に、「危険物が」を「可燃性液体類等が」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号中「別表第8備考第5号エ」を「別表第8備考第6号エ」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「取扱い」の次に「並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備」を加え、「第31条の2第19号及び第20号、第31条の3第1項第1号」を「第31条の2第1項第16号及び第17号、第31条の3第2項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

- (2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取

り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第8で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

第34条の見出し中「基準」を「技術上の基準等」に改め、同条第5号を次のように改める。

- (5) 再生資源燃料（別表第8備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
  - ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。
  - イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り、受け入れること。
  - ウ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。
  - エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度及び可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

第34条第6号及び第7号を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。
  - (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
  - (2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第8備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。以下同じ。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

- (3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
  - ア 集積する場合においては、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、

火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3)	面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第8で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁若しくは不燃材料で造った壁に面する場合又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第8で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

第34条の2の見出しを削り、同条中「取扱いの技術上」を「取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上」に改め、第4章第3節中同条を第34条の3とし、同章第2節中第34条の次に次の1条を加える。

第34条の2 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。第46条第1項中「可燃性固体類等」を「再生資源燃料、可燃性固体類等」に改める。

別表第8中「第33条、第34条」を「第33条—第34条の2」に改め、同表わら類の項の次に次のように加える。

再生資源燃料

1,000

別表第8の備考中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に存する廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う施設については、当該施設が次の各号のすべてに該当する場合に限り、当分の間、改正後の金沢市火災予防条例（以下「新条例」という。）第34条第1項第5号ウの規定は、適用しない。

- (1) 集積高さが5メートル以下の適切な高さを超えることとなるのは、施設の保安確保のために必要な最少限度の回数に止めることとし、かつ、それぞれ連続するおおむね2月以内の期間であること。
- (2) 前号の期間においては、適切な発熱・発火防止対策及び発火時の適切な拡大防止対策が講じられていること。

第3条 この条例の施行の際現に新条例別表第8に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋外の場所のうち、新条例第34条第2項第3号イに定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同イの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2年を経過する日までの間は、これを適用しない。

2 この条例の施行の際現に新条例別表第8に定める数量以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱っている屋内の場所のうち、新条例第34条第2項第3号ウ（異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所の相互の間を区画する部分に限る。）に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、同ウの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行の際現に新条例別表第8に定める数量以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）を貯蔵し、又は取り扱っている場所のうち、新条例第34条第2項第4号に定める基準に適合しない場所の位置、構造及び設備に係る基準については、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、これを適用しない。

2 この条例の施行の際現に新条例別表第8に定める数量以上の再生資源燃料を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者に対する新条例第46条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「金沢市火災予防条例の一部を改正する条例（平成17年条例第43号）の施行の日から起算して1月を経過する日までに」とする。

(検討)

第5条 新条例第34条第1項第5号ウに規定する集積高さについては、科学的知見に基づき検討が加えられ、その結果に基づき、その見直しについて検討を行うものとする。

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第44号

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

金沢市議会委員会条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「都市政策部」を「都市政策局」に改め、同号イ中「総務部」を「総務局」に改め、同条第2号中「経済企業常任委員会」を「産業企業常任委員会」に改め、同号ア中「経済部」を「産業局」に改め、同号イを削り、同号ウを同号イとし、同号エを同号ウとし、同条第3号中「厚生消防常任委員会」を「市民福祉常任委員会」に改め、同号ア中「市民生活部」を「市民局」に改め、同号イ中「福祉保健部」を「福祉健康局」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 都市整備常任委員会 8人

都市整備局の所管に属する事項

第2条第5号ア中「環境部」を「環境局」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の金沢市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により、次の表の左欄に掲げる常任委員会の常任委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日に、改正後の金沢市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により、それぞれ同表の右欄に掲げる常任委員会の常任委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

総務常任委員会	総務常任委員会
経済企業常任委員会	産業企業常任委員会
厚生消防常任委員会	市民福祉常任委員会
土木建設常任委員会	都市整備常任委員会
教育環境常任委員会	教育環境常任委員会

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する常任委員会に付議されている事件は、それぞれ新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議された事件とみなす。

平成17年(2005年)3月25日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)3月25日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
	定価 100円	石川県金沢市玉銚4丁目166番地	
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地	